平成２０年（フ）第１号
群馬県前橋市若宮町３丁目17番11号
破産者　今井　滿次
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
奈良県大和高田市礒野北町11番20号、前住所奈良県大和高田市大字東中99番地の３
破産者　前畑　義広
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
仙台市若林区今泉１丁目16番31号　サンハイツ門暮Ｂ101
破産者　古山　宏平
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
仙台市太白区長町５丁目２番６―505号
破産者　高橋　匡倫
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
福島県郡山市山根町３番25号　ネオハイツ郡山南1303号
破産者　矢内　公子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
福島県郡山市菜根３丁目18番３号　ファミール大内101号
破産者　瀬戸　敏秀
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
福島県須賀川市森宿字ウツロ田40番地64
破産者　高橋　浩次
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
栃木県小山市大字犬塚1012番地11　グリーンハイツM103号室
破産者　秋葉　昇一
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４４号
栃木県小山市犬塚３丁目９番地26
破産者　中山　康彦
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４５号
栃木県小山市犬塚３丁目９番地26
破産者　中山　町子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５９号
茨城県常陸大宮市栄町1297番地１　レオパレスエテルナ204、住民票上の住所栃木県栃木市城内町２丁目23番21号
破産者　岸　　照子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１３５号
富山市山室71番地10
破産者　藤井　公白
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２号
長野県東筑摩郡山形村7311番地17
破産者　福澤　　昭
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４４４号
大阪府岸和田市大町４丁目25番４―204号
破産者　垂水　昌人
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５７号
大阪府泉佐野市上町１丁目８番13―５号
破産者　番匠谷哉子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０７号
大阪府貝塚市麻生中1087番地３ウエストリバーＣ―101号
破産者　日根野谷工務店こと　日根野谷忠司
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２２４号
大阪府岸和田市摩湯町680番地の１ラフィーネＭＡＹＵ・Ａ棟101号、前住所大阪府岸和田市池尻町368番地の２
破産者　中岸　二郎
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
大阪府岸和田市尾生町3086番地の１グリーンオアシスＢ―202号
破産者　幸樹園こと　柳本　幸夫
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
神戸市須磨区友が丘７丁目22番地　村松テラス、住民票上の住所神戸市須磨区白川台５丁目46番地の19
破産者　村本勇次郎
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部